

帝鉄共榮會々則

第一條 本會ハ帝鉄共榮會ト稱シ當會社従業員ニシテ第六條ノ自行
ヲナシタルモノヲ以テ會員トス

第二條 本會則ニ會社ト稱スルハ帝國製鉄株式會社ヲ謂フ

第三條 本會ハ會社ノ保護監督ノ下ニアリモノニシテ其費用ハ會社
之ヲ支辨ス

第四條 本會ハ互ニ會員ノ思想ヲ善導シ智識ヲ啓發シ技術ヲ向上シ
會社ヲ増シ困厄ヲ救ヒ作業能率ヲ高メ併テ當會社ノ損害ヲ
防止シ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第五條 本會ハ前條ノ目的ニ從ヒ左ノ事項ヲ行フコトアルベシ

(一) 優良ナル會員ノ表彰

(二) 會員善行ノ助成

(三) 會員作業能率ノ調査公表

(四) 會員又ハ會員家族ノ死亡ニ對スル弔慰